附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　大学設置基準等の一部を改正する省令（令和四年文部科学省令第三十四号）附則第二条及び第三条の規定によりなお従前の例により認可の申請又は届出を行う場合は、改正前の様式を使用するものとする。

○文部科学省令第三十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月三十日

文部科学大臣　永岡　桂子

大学設置基準等の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条　大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第二条の二）	第一章　総則（第一条―第二条の三）
第二章　［略］	第二章　［同上］
第三章　教育研究実施組織等（第七条―第十一条）	第三章　教員組織（第七条―第十三条）
第四章　教員の資格（第十二条―第十七条）	第四章　教員の資格（第十三条の二―第十七条）
第五章～第八章　［略］	第五章～第八章　［同上］
第九章　学部等連係課程実施基本組織に関する特例（第四十一条）	第九章　事務組織等（第四十一条―第四十二条の三）
第十章　専門職学科に関する特例（第四十二条―第四十二条の十）	第九章の二　学部等連係課程実施基本組織に関する特例（第四十二条の三の二）
第十一章～第十三章　［略］	第十章　専門職学科に関する特例（第四十二条の四―第四十二条の十三）
第十四章　教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例（第五十七条）	第十一章～第十三章　［同上］
第十五章　雑則（第五十八条―第六十一条）	第十四章　雑則（第五十七条―第六十条）
附則	附則
（趣旨）	（趣旨）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。	3　大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。
（入学者選抜）	（入学者選抜）
第二条の二　入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。	**第二条の二**　入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。